

牛久市下水道事業審議会資料

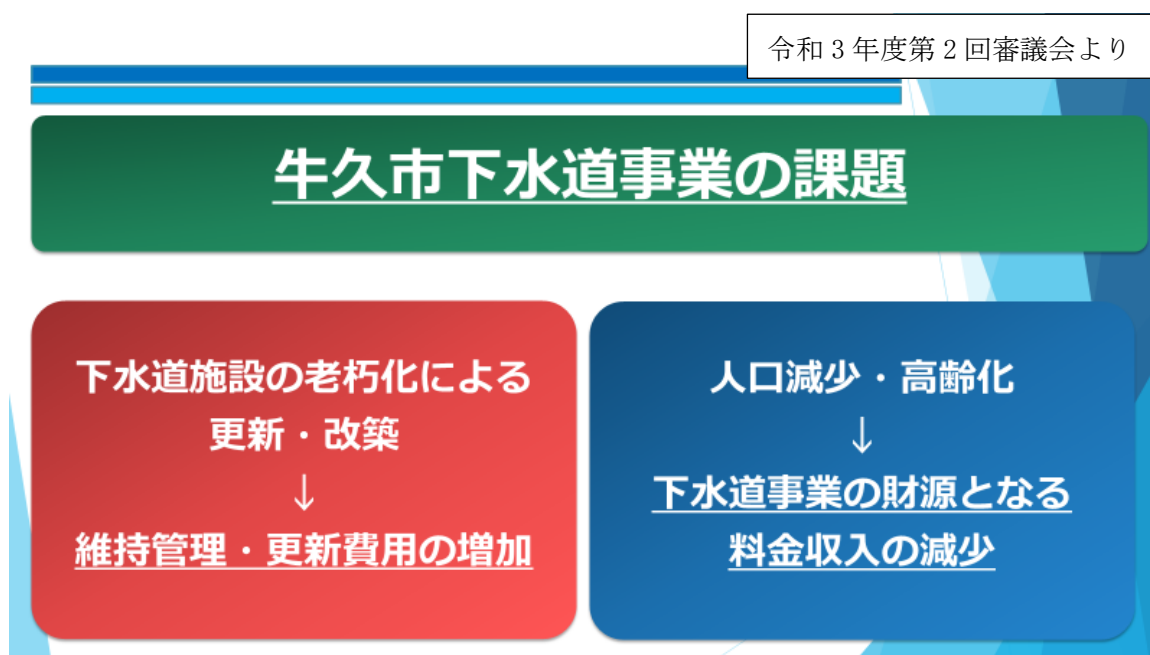
(概要版)

1. はじめに

牛久市下水道事業は令和 2 年度から国の要請に従い、官公庁会計から公営企業会計に移行しております。また、国の交付金を受けるための要件として、「公営企業会計導入済みの地方公共団体については令和 2 年度以降、少なくとも 5 年に 1 回の頻度で下水道使用料改定の必要性に関して検証を行い、経費回収率の向上に向けたロードマップを策定し、国へ提出するとともに検証結果を公表していること」が必要になっております。

今回開催する下水道事業審議会は、公営企業会計としての初年度である令和 2 年度の決算結果に基づき、「適正な下水道使用料」について審議を行うものとなります。

2. 審議会資料抜粋



継続して下水道事業を運営していくためには、施設の維持管理・更新が必要不可欠となります。古い施設は 40 年以上を経過しており、老朽化に伴う故障や破損等により、維持管理・更新費用が年々増加しています。

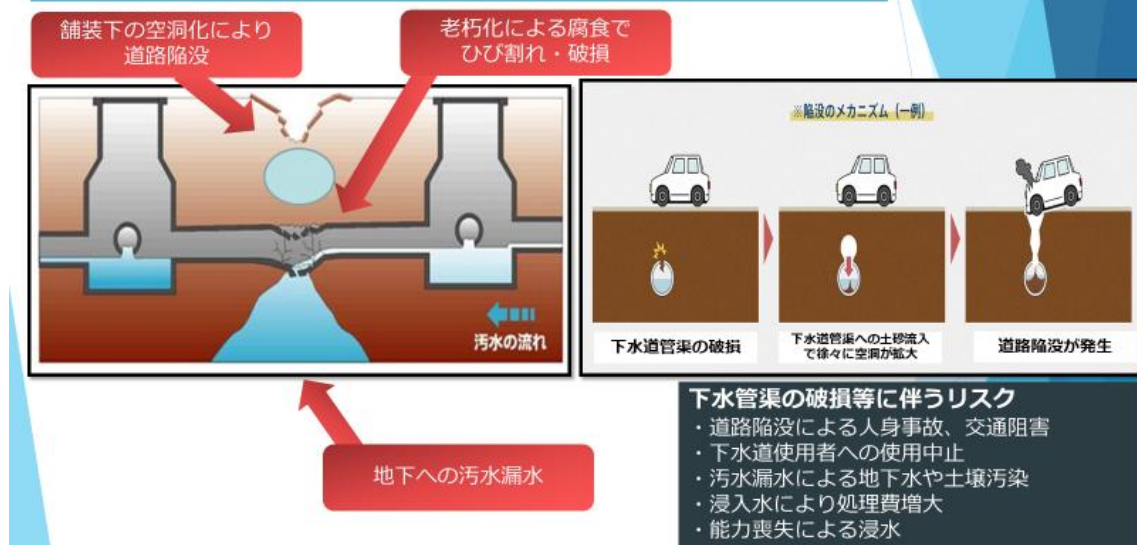
今後、人口減少や高齢化が進むと予測されており、下水道事業の財源となる使用料収入の減少も予測されることから、適正な使用料について議論をしていただきたい事項となります。

審議委員からの代表的な意見として、

- ・このままでは下水道が止まり、老朽化が進むという話を聞き、牛久市も土地開発等が進んで 50 年ほどなので、当然である。老朽化対策等で資金的に厳しいため今後どうすればよいか、ということについて、値上げはやむを得ないと自分は感じた。という意見があった。

下水道管渠破損の仕組み

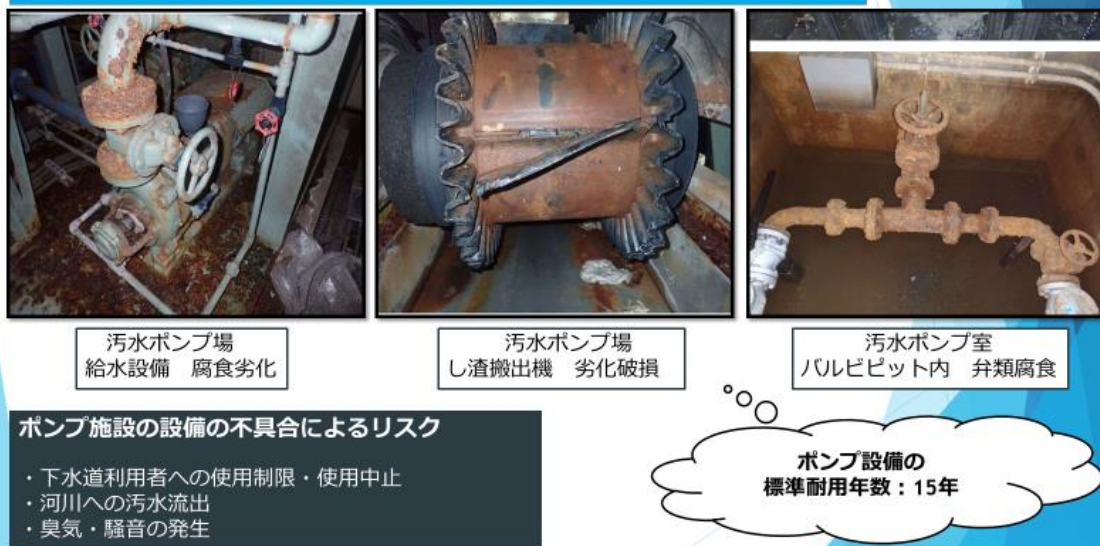
令和4年度第1回審議会より



下水道管渠の標準的な耐用年数は50年と言われています。長年使用を続けると、腐食や、変形、ひび割れといった破損が発生する可能性が高くなります。破損箇所から土砂や地下水が流れ込むことによって、舗装下の空洞、道路陥没が発生し、人身事故や交通阻害、下水道の使用制限や使用中止といった被害へとつながる可能性があります。

ポンプ設備の老朽化

令和4年度第1回審議会より



ポンプ施設内には、機械・電気等の様々な設備があり、老朽化による機能低下や機能停止が発生した場合、河川への汚水流出、下水道利用者への使用制限または使用中止等、広範囲で多種多様なリスクがあります。

污水施設の改築計画

令和4年度第1回審議会より



牛久市では、污水管渠の約12%が布設されてから40年以上経過しています。現在では、たったの1割ですが、10年後になると全体の約51%と、半分以上の污水管渠が40年以上経過した污水管渠となります。

ストックマネジメントの考えを取り入れた改築計画では、緊急度の高い管渠の優先順位を決めて改築を行うことにより、改築期間100年で総改築延長約179km、総事業費約241億円と、投資額を絞り込むことができました。

ポンプ設備の概要

令和4年度第1回審議会より

污水ポンプ場	4箇所	H1～H26
污水マンホールポンプ室	44箇所	H2～H28
雨水マンホールポンプ室	12箇所	S63～R1

ほとんどが老朽化・・・

設備名 (機械)	設備名 (電気)
污水ポンプ設備	受変電設備
污水沈砂池設備	自家発電設備
ゲート設備	監視制御設備
スクリーンかす設備	制御電源設備
脱臭機械	計装用電源設備
クレーン類物上げ設備	計測設備
配管類	負荷設備

ポンプ施設については、ほとんどの設備が古く、更新に多額の事業費がかかるため、ポンプ場施設の管理は、排水・処理機能の停止・低下を発生させることなく、一定のサービスレベルを維持することを前提に、優先度が高い設備から更新していき、不具合なく正常に作動できるように更新していきます。

ストックマネジメントの考えを取り入れた改築計画では、優先順位を決めて改築を行うことで、改築期間100年で、污水ポンプ施設の総事業費約81億円、雨水ポンプ施設の総事業費約2億円と、投資額を絞り込むことができました。

また、費用を抑えたうえで、健全度が低い設備が少なくなり、安定的にポンプ施設を稼働することができます。

全体的な方向性としましては、改築期間 100 年で総事業費約 339 億円を更新計画としています。事業のピークは 2071 年で、約 6 億円の事業費が見込まれます。

下水道事業の財源について

令和 4 年度第 1 回審議会より

①直接市民の皆様にご負担いただいているもの

下水道使用料

受益者負担金

②国や他の団体から借りるもの ③国から交付を受けるもの

企業債

国庫補助金

④牛久市の一般会計からもらうもの

一般会計繰入金

下水道事業の財源ですが、大きく区分すると、①直接市民の皆様にお支払いいただき、負担いただくもの、②国や他の団体から借りるもの、③国から交付を受けるもの、④牛久市の一般会計からもらうもの、の 4 つにわかれます。

雨水処理に関する費用は一般会計いわば公費から、汚水処理に関する費用は私費（下水道使用料）で賄うべきとされていますが、本来下水道使用料で賄うべき費用を賄いきれておらず、本来もらうべきでないお金を一般会計からいただいています。使用料で賄うべき部分を税金から補填しており、下水道の利益を受けていない人の税金も使われていることとなっております。

経営指標について

令和 4 年度第 2 回審議会より

指標	R2値
① 総収支比率（総収益／総費用×100）	100.2%
② 経常収支比率（経常収益／経常費用×100）	102.1%
③ 流動比率（流動資産／流動負債×100）	58.7%
④ 経費回収率（下水道使用料／汚水処理費 ※公費負担分除く×100）	78.7%
⑤ 汚水処理原価（汚水処理費※公費負担分除く／年間有収水量）	142.06円

令和2年度の決算を基に経営の健全性を評価するための経営指標で表しました。

経費回収率は、下水道使用料で回収すべき経費である汚水処理費を、どの程度下水道使用料で賄えているかを表した指標です。100%以上が必要とされており、100%を下回る場合には、汚水処理に係る費用が使用料収入以外で賄われていることを意味するため、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要です。

令和2年度の公費負担分を除いた汚水処理費は維持管理費4億6572万7千円、資本費5億7495万千円の合計10億4067万8千円です。それに対し、下水道使用料収入は8億1929万2千円で、汚水処理費に対する割合でいくと78.8%は賄えておりますが、実に21.3%は基準外の繰入金等、他の財源を充当し補填している状態です。

審議委員からの代表的な意見として、

- ・今後の下水道施設の更新費用、また、下水道整備を希望する市民もいるため、25年間据え置きできた料金を見直すことにより、将来の子孫に対しても住みやすい街を提供できるようにする。

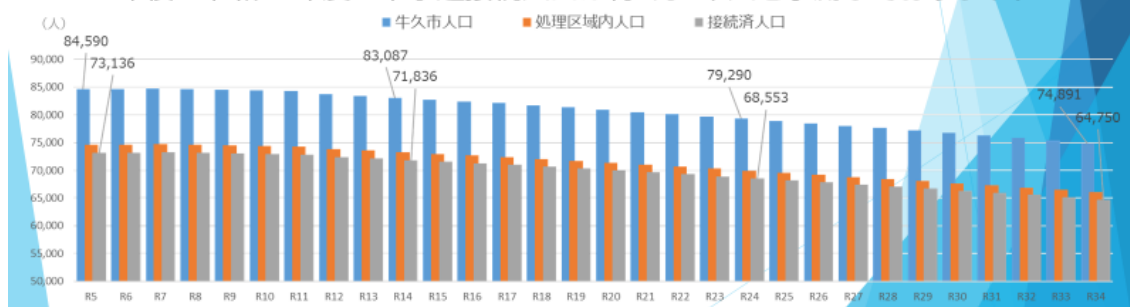
という意見があった。

1. 経営戦略について

令和4年度第3回審議会より

1-1 牛久市人口、処理区域内人口及び下水道接続人口の見通し

- 牛久市人口の推計は、牛久市人口ビジョン及び国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）の人口推計シミュレーションを用いて予測しました。
- 牛久市人口の減少にあわせて、処理区域内人口及び接続人口は緩やかに減少し、30年後の令和34年度の下水道接続人口は約6万5千人と予測しております。

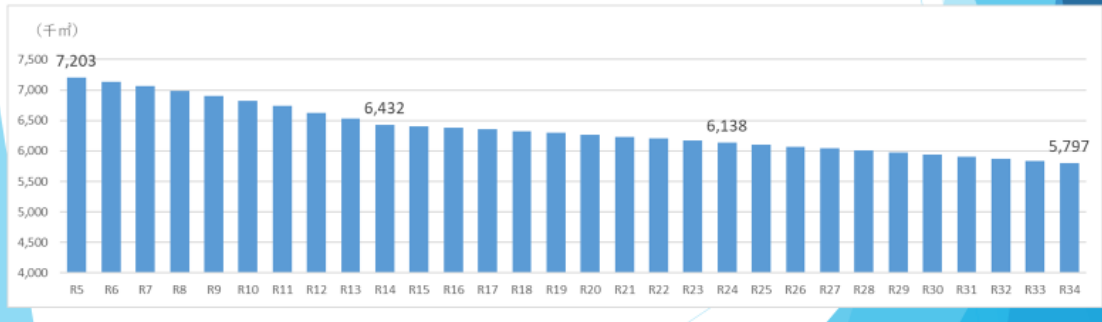


1. 経営戦略について

令和4年度第3回審議会より

1-2 有収水量の見通し

- 98%と高い水洗化率（接続率）を維持しつつも、人口の減少や、節水型器具の利用による利用水量の節減効果などを見込み、有収水量の減少を見込んでいます。
- 令和5年度7,203千㎡から30年後には5,797千㎡と2割減となる予測となりました。



中長期的な経営の基本計画として経営戦略を策定しており、社人研のデータを用い、処理区域内人口、下水道接続人口について予測を行いました。牛久市の下水道事業は98%と高い水洗化率ですが、人口減少や節水型器具の利用による節水効果などから、有収水量は減少していく見込みとなっております。

1. 経営戦略について

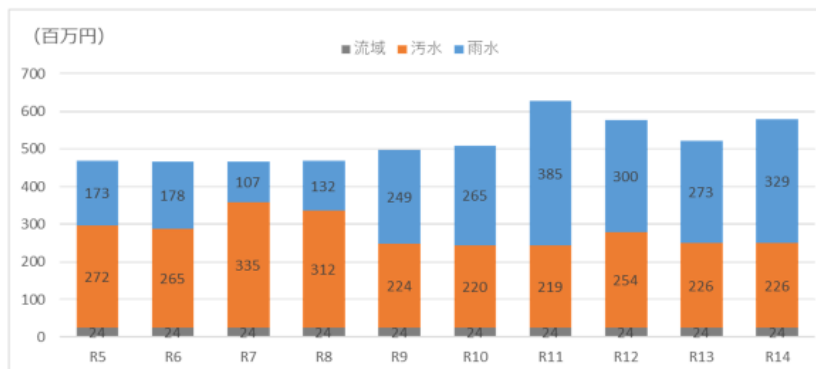
令和4年度第3回審議会より

1-3 投資計画について

経営戦略の計画期間 令和5年度～令和14年度の10年間

10年間の合計 51億8千4百万円

投資の内訳 流域 2億4千万円 汚水 25億5千4百万円 雨水 23億9千万円

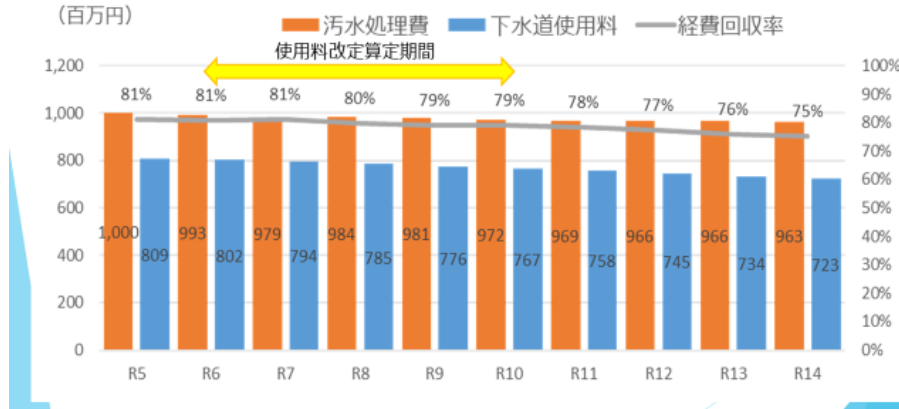


1. 経営戦略について

令和4年度第3回審議会より

1-5 経費回収率について

- 汚水処理費は減少しますが、それ以上に収入である下水道使用料が減少するため、経費回収率は徐々に低下する傾向にあります。



投資計画で見ていただいたように汚水事業費は年々減少するため汚水処理費も減少していきませんが、それ以上に有収水量の減少幅の方が大きいため下水道使用料収入が減り、経費回収率は低下していきます。

令和6年度から令和10年度を適正な使用料を算出するための算定期間として設定しております。

2 使用料体系について

令和4年度第3回審議会より

2-5 経営戦略の財政計画と使用料収入の水準

- 経営戦略の財政計画から、令和6年度から令和10年度の5年間を**使用料改定の算定期間**としました。
- 算定期間内の**下水道使用料対象経費**とは、汚水処理に係る経費のうち、公費負担分を除いた下水道使用料で負担すべき経費のことです。

算定期間内（5年間）における下水道使用料対象経費（単位：百万円）

汚水維持管理費 2,486	汚水資本費 2,603
使用料収入 5,089	
改定前の使用料収入 3,924	改定後増加額 1,166
	22.9%

使用料算定期間である令和6年度から令和10年度における汚水維持管理費24億8600万円、汚水資本費26億300万円、合計50億8900万円が、算定期間である5年間にかかる下水道使用料対象経費となっております。現行の使用料対象経費で今後経営を続けて試算すると、50億8900万円のうち、11億6600万円、22.9%が不足する結果となりました。

2 使用料体系について

令和4年度第3回審議会より

2-6 下水道使用料対象経費とは

- 下水道使用料対象経費は、**需要家費・固定費・変動費**に分解されます。

需要家費 5.2% ●県南水道への負担金など

検針及び集金関係費など、需要家（使用者）の存在により発生する費用。

固定費 74.9% ●人件費・減価償却費など

使用料の多寡に関係なく施設を適正に維持していくために固定的に必要とされる費用のうち、需要家費に属するものを控除したもの。

変動費 19.8% ●下水道施設の動力費など

概ね使用量の増減に比例する費用。

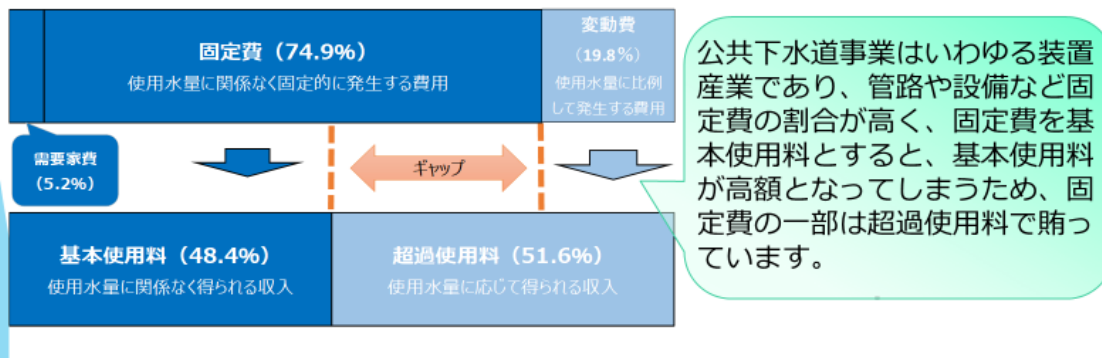
2 使用料体系について

令和4年度第3回審議会より

2-7 下水道使用料対象経費と使用料体系の関係

- 需要家費・固定費**を基本使用料に、**変動費**を超過使用料に配分します。

算定期間内における需要家費・固定費・変動費と使用料収入の状況



使用料対象経費のうち基本使用料として賦課するものは、基本的には需要家費及び、固定費とするのが、適当ではありますが、下水道事業の特性により、使用料対象経費に占める固定費の割合が大きいことから、固定費については、その一部を基本使用料として賦課し、足りない部分については、従量使用料として賦課するのが妥当となっております。

2 使用料体系について

令和4年度第3回審議会より

2-9 使用料対象水量区分ごとの件数など 【令和3年度実績値】

30m³までで、90.2%を占めます

使用料対象水量 (m ³ /月)		令和3年度実績			
		件数 (件)	割合	水量 (m ³)	割合
0超	10	118,241	30.4%	728,950	9.9%
10超	20	145,854	37.5%	2,242,238	30.5%
20超	30	87,039	22.4%	2,154,647	29.3%
30超	50	32,465	8.3%	1,185,035	16.1%
50超	100	3,708	1.0%	232,592	3.2%
100超	200	1,020	0.3%	142,753	1.9%
200超		1,044	0.3%	675,036	9.2%
合計		389,371	100.0%	7,361,251	100.0%

30 m³までの、使用者が全体の9割以上を占めるため、10 m³ごとに細分化することで、節水意欲の向上を図っています。また、200 m³以上についての区分も新たに設けております。

2 使用料体系について

令和4年度第3回審議会より

2-10 下水道使用料体系の案 使用料対象経費を100%回収する前提【案1】

水量区分 (m ³ /月)		現行 A (円)	改定案 B (円)	改定率 B/A
基本使用料		1,000	1,000	0.0%
従量使用料	0超 10	0	0	
	10超 20	100	150	50.0%
	20超 30		170	70.0%
	30超 50		120	190
	50超 100	140	210	50.0%
	100超 200	160	230	43.8%
	200超		250	56.3%

【条件】

従来の体系のまま
従量使用料区分の細分化

案1

30m³までの使用者群の件数は、全体の9割を占めるため、細分化を行うことにより節水意欲の阻害を是正することができます。

2 使用料体系について

令和4年度第3回審議会より

2-10 下水道使用料体系の案 使用料対象経費を100%回収する前提 【案2】

水量区分 (m/月)		現行 A (円)	改定案 B (円)	改定率 B/A
基本使用料		1,000	500	-50.0%
従量 使用料	0超 10	0	80	
	10超 20	100	120	20.0%
	20超 30		150	50.0%
	30超 50	120	180	50.0%
	50超 100	140	210	50.0%
	100超 200	160	230	43.8%
	200超		240	50.0%

【条件】
基本水量の廃止
基本料金を大幅に下げる

案2 基本使用量を廃止し、従量制の使用料体系とすることで、節水意欲の阻害を【案1】よりさらに是正することができます。また、基本使用料を下げることで、使用量の少ない使用者に対して配慮した体系としました。

2 使用料体系について

令和4年度第3回審議会より

2-10 下水道使用料体系の案 使用料対象経費を100%回収する前提 【案3】

水量区分 (m/月)		現行 A (円)	改定案 B (円)	改定率 B/A
基本使用料		1,000	900	-10.0%
従量 使用料	0超 10	0	0	
	10超 20	100	160	60.0%
	20超 30		190	90.0%
	30超 50	120	210	75.0%
	50超 100	140	220	57.1%
	100超 200	160	230	43.8%
	200超		240	50.0%

【条件】
基本水量はそのまま
基本料金を下げる

案3 基本使用料を下げることで、使用量の少ない使用者に対して配慮した体系としました。ただし、他の案に比べ従量使用料を値上げする必要があり、区分間の改定率の開きが大きくなります。

2 使用料体系について

令和4年度第3回審議会より

2-10 下水道使用料体系の案 使用料対象経費を100%回収する前提 【案4】

水量区分 (m/月)		現行 A (円)	改定案 B (円)	改定率 B/A
基本使用料		1,000	1,200	20.0%
従量 使用料	0超 10	0	0	
	10超 20	100	130	30.0%
	20超 30		150	50.0%
	30超 50	120	170	41.7%
	50超 100	140	190	35.7%
	100超 200	160	210	31.3%
	200超		220	37.5%

【条件】
基本水量はそのまま
基本料金を上げる

案4 基本使用料を上げるため、他の案にくらべ従量使用料を抑えることができ、区分間の改定率の開きが少なく公平感があります。

3 使用料体系案について

令和4年度第3回審議会より

使用料体系案による増減額と改定率の比較

	現行	案1		案2		案3		案4	
基本水量	10m ³	増減額	改定率	増減額	改定率	増減額	改定率	増減額	改定率
基本使用料	1,000	0	0%	△500	-50%	△100	-10%	200	20%
5m ³	1,000	0	0%	△100	-10%	△100	-10%	200	20%
10m ³	1,000	0	0%	300	30%	△100	-10%	200	20%
20m ³	2,000	500	25%	500	25%	500	25%	500	25%
30m ³	3,000	1,200	40%	1,000	33%	1,400	47%	1,000	33%
50m ³	5,400	3,400	63%	2,200	41%	3,200	59%	2,000	37%
100m ³	12,400	7,900	64%	5,700	46%	7,200	58%	4,500	36%
300m ³	44,400	23,900	54%	20,700	47%	22,200	50%	15,500	35%

今回提示している案は、案2が基本水量をなくして1m³から従量制としている案になります。案1、3、4では基本水量を変えずに基本使用料の設定を変えています。案1、2、3では大口使用者の改定率が高くなってしまいます。案4では使用料が安くなる階層はなかったのですが、全ての区分で改定率の開きが一番少ない案となりました。

今回提示させていただいた基本使用料及び基本水量の方向性について審議委員に意見を求めたところ、案3、4の方向性について意見があったため、基本水量の設定を行う方向で使用料体系を進めることとなりました。

1 使用料体系について

令和4年度第4回審議会より

案1

水量区分 (m ³ /月)	現行 A	改定案 B	改定率 B/A	
基本使用料	1,000	900	-10.0%	
従量使用料	1超 10	0	0	
	10超 20	100	160	60.0%
	20超 30		180	80.0%
	30超 50	120	192	60.0%
	50超 100	140	225	60.7%
	100超 200	160	256	60.0%
200超	271		69.4%	

【条件】

基本水量は10m³
基本使用料を900円
使用量別の改定率を揃えた

基本使用料を下げることで、使用量の少ない使用者に対して配慮した体系とした。ただし、他の案に比べ大口使用者の負担が大きくなる傾向にあり、使用者間の改定額差が大きくなる。

1 使用料体系について

令和4年度第4回審議会より

案2

水量区分 (m ³ /月)		現行 A	改定案 B	改定率 B/A
基本使用料		1,000	1,200	20.0%
従量 使用料	1超 10	0	0	
	10超 20	100	133	33.0%
	20超 30		145	45.0%
	30超 50	120	160	33.3%
	50超 100	140	186	32.9%
	100超 200	160	212	32.5%
	200超		231	44.4%

【条件】

基本水量は10m³
基本使用料は1,200円
 使用量別の改定率を揃えた

基本使用料は使用量の多寡に係わりなく賦課され、人口減少等による使用量の減少に影響を受けないため、基本使用料を上げることにより収入が安定する。

1 使用料体系について

令和4年度第4回審議会より

案3

水量区分 (m ³ /月)		現行 A	改定案 B	改定率 B/A
基本使用料		1,000	1,300	30.0%
従量 使用料	1超 10	0	0	
	10超 20	100	123	23.0%
	20超 30		136	36.0%
	30超 50	120	148	23.3%
	50超 100	140	173	23.6%
	100超 200	160	197	23.1%
	200超		217	35.6%

【条件】

基本水量は10m³
基本使用料は1,300円
 使用量別の改定率を揃えた

基本使用料は使用量の多寡に係わりなく賦課され、人口減少等による使用量の減少に影響を受けないため、基本使用料を上げることにより収入が安定する。

1 使用料体系について

令和4年度第4回審議会より

案4

水量区分 (m ³ /月)		現行 A	改定案 B	改定率 B/A
基本使用料		1,000	1,400	40.0%
従量 使用料	1超 10	0	0	
	10超 20	100	115	15.0%
	20超 30		126	26.0%
	30超 50	120	138	15.0%
	50超 100	140	161	15.0%
	100超 200	160	184	15.0%
	200超		194	21.3%

【条件】

基本水量は10m³
基本使用料は1,400円
 使用量別の改定率を揃えた

基本使用料は使用量の多寡に係わりなく賦課され、人口減少等による使用量の減少に影響を受けないため、基本使用料を上げることにより収入が安定する。

1 使用料体系について

令和4年度第4回審議会より

1-6 基本使用料を変えた場合の使用料比較（改定率を揃えた場合）

案1~4

	現行	案1	増減	案2	増減	案3	増減	案4	増減
基本水量	10m ³	10m ³		10m ³		10m ³		10m ³	
増増率	160%	301%		193%		159%		134%	
基本使用料	1,000	900	△ 100	1,200	200	1,300	300	1,400	400
10m ³	1,000	900	△ 100	1,200	200	1,300	300	1,400	400
20m ³	2,000	2,500	500	2,530	530	2,530	530	2,550	550
30m ³	3,000	4,300	1,300	3,980	980	3,890	890	3,810	810
50m ³	5,400	8,140	2,740	7,180	1,780	6,850	1,450	6,570	1,170
100m ³	12,400	19,390	6,990	16,480	4,080	15,500	3,100	14,620	2,220
300m ³	44,400	72,090	27,690	60,780	16,380	56,900	12,500	52,420	8,020
500m ³	76,400	126,290	49,890	106,980	30,580	100,300	23,900	91,220	14,820

案1については、基本使用料を下げたことで、使用水量の少ない使用者に対して配慮された使用料体系となっておりますが、他の案と比べ、大口使用者の負担がとて大きくなる使用料体系となっており、使用料単価の改定率は、約60%となります。

案2については、基本使用料を1,200円にしたことで、案1に比べ、従量使用料を抑えた使用料体系となり、使用料単価の改定率は、約33%となります。

案3については、基本使用料を1,300円にしたことで、案1、2と比べて、さらに従量使用料を抑えた使用料体系となっており、各使用料単価の改定率は、約24%となります。

案4については、基本使用料を1,400円にしたことで、4つの案の中で一番、従量使用料を抑えた使用料体系となり、使用料単価の改定率は、約15%となります。

案1では基本使用料を下げた分、従量使用料の配賦が大きく、改定率を揃えても、20m³で500円の値上げに対し、500m³の大口使用者は、約5万円の値上げとなり改定額でみると、大口使用者への負担が大幅に増えてしまいます。

案2では、基本使用料1,200円となり、案1と比べ、使用水量が少ない使用者にも若干の値上げとなり大口使用者の負担を、少し抑えられる使用料体系となりますが、改定額で比べると、依然高い傾向にあります。

案3、4では、基本使用料を1,300円、1,400円にすることで、全体の改定額が抑えられます。

また、案4では、基本使用料が高めに設定されているため、500m³の大口使用者であっても、約15,000円の値上げに抑えられることができます。

案について決を採る前にあった審議委員からの意見としては、

- ・たくさん水を使用するからといって、あまり負担が大きくなり過ぎてもと考えると案3がちょうどいいのではないかと。
- ・大きな商業施設に関しては負担が増えるのはある程度いたしかたないのかなと考えると共に、一般家庭を重視した使用料体系がいいのかなと思うので案3か案4を推薦したい。また、空き家が多くなり、人口も減少しているという状況の中で、使用料を上げな

ければならないという検討をしている訳であるので、そのような観点からも案3か案4と考える。

・維持管理費に対する使用料体系の改定と考えている。施設の老朽化を考えれば今後、管渠の入れ替えやメンテナンスに費用が相当かかってくると思うのだが、私としては平均的な値上げとなる案3か案4がいいと思う。

・節水されている世帯には還元されていると思うので、あまり世帯人数で考える必要はないのではないかと思う。私の周りでは主婦の方の反応が強く、長年使用料改定されていないのでやむをえないとする意見や、便乗値上げではないが様々なものが値上げされているので仕方がないのではないかとの意見もある。いずれ人口が減少していくことによって使用料が減っても維持管理費は使用量に関係なく発生し、さらに施設の老朽化も進んでいる状況であり、それらが受益者負担であることを考えれば案4あたりで仕方ないのかなと思う。また、5年に1回の見直しを国から示されているとしても、5年に1回大幅な改定がないように長期的な展望を見据えた料金改定が必要だと考える。

・現在、基本使用料だけで済んでいる人がいる。値上げ率から考えれば1,200円なら20%、1,300円なら30%となり上げ幅が大きすぎてしまう。ただ一方で、一番使用量が多い20m³から30m³をみると、案2では33.3%、案3では23.3%となっているので、全体的に考えると、使用料の負担があまりにも大きくなならない25%から30%の間の改定率でどうかと思っている。

・大規模の事業者のなかでも、気はすすまないが病院であれ特養であれ、国から補助金を得ているであろうことを踏まえると大口事業所の改定率が大きくなるのは仕方ないのではないか。

・下水道事業の運営という観点で言えば、基本使用料の収入によって安定的な経営ができればと考えるため基本使用料が高いほうが喜ばしいと言える一方で、節水努力している人は安くなるようにするべきとも思う。また、以前より牛久市はベットタウンとして成長してきたが、今後はそれだけでなく、企業・福祉施設等に來ていただく必要があり、企業として経費が高いから牛久に事業者が來ない状況や市外に出て行ってしまうという状況にならないように、そのあたりを踏まえて議論できればと思う。

・使用料改定については、使用料体系で一番平準化され、過大に負担が増えないものがどれなのかを探り、あまり偏ったものでないほうがいいと考える。

・20年以上改定なしを考えた場合、物価スライドを考慮すれば今回の値上げは大きな額でないと考える。

といった意見等があげられた。

以上の議論をもとに審議委員による決が採られ、

案1:0人 案2:2名 案3:7名 案4:3名 (合計12名:会長除く)

という結果となり、案3:基本使用料1,300円を基に従量使用料の設定を行うこととなった。

2 使用料体系について

令和4年度第5回審議会より

案3-1

水量区分 (m ³ /月)		現行 A	改定案 B	改定率 B/A
基本使用料		1,000	1,300	30.0%
従量 使用料	1超 10	0	0	
	10超 20	100	123	23.0%
	20超 30		136	36.0%
	30超 50	120	148	23.3%
	50超 100	140	173	23.6%
	100超 200	160	197	23.1%
	200超		217	35.6%

【条件】
基本水量は10m³
基本使用料は1,300円

2 使用料体系について

令和4年度第5回審議会より

案3-2

水量区分 (m ³ /月)		現行 A	改定案 B	改定率 B/A
基本使用料		1,000	1,300	30.0%
従量 使用料	1超 10	0	0	
	10超 20	100	120	20.0%
	20超 30		134	34.0%
	30超 50	120	148	23.3%
	50超 100	140	178	27.1%
	100超 200	160	208	30.0%
	200超		228	42.5%

【条件】
基本水量は10m³
基本使用料は1,300円

2 使用料体系について

令和4年度第5回審議会より

案3-3

水量区分 (m ³ /月)		現行 A	改定案 B	改定率 B/A
基本使用料		1,000	1,300	30.0%
従量 使用料	1超 10	0	0	
	10超 20	100	127	27.0%
	20超 30		140	40.0%
	30超 50	120	153	27.5%
	50超 100	140	166	18.6%
	100超 200	160	181	13.1%
	200超		196	22.5%

【条件】
基本水量は10m³
基本使用料は1,300円

2 使用料体系について

令和4年度第5回審議会より

案3-4

水量区分 (m ³ /月)		現行 A	改定案 B	改定率 B/A
基本使用料		1,000	1,300	30.0%
従量 使用料	1超 10	0	0	
	10超 20	100	131	31.0%
	20超 30		141	41.0%
	30超 50	120	151	25.8%
	50超 100	140	161	15.0%
	100超 200	160	172	7.5%
	200超		183	14.4%

【条件】
基本水量は10m³
基本使用料は1,300円

2 使用料体系について

令和4年度第5回審議会より

2-1 逓増率を変えた場合の現行使用料との比較

	現行	案3-1	増減	案3-2	増減	案3-3	増減	案3-4	増減
基本水量	10m ³	10m ³		10m ³		10m ³		10m ³	
逓増率	160%	167%		175%		151%		141%	
基本使用料	1,000	1,300	300	1,300	300	1,300	300	1,300	300
10m ³	1,000	1,300	300	1,300	300	1,300	300	1,300	300
20m ³	2,000	2,530	530	2,500	500	2,570	570	2,610	610
30m ³	3,000	3,890	890	3,840	840	3,970	970	4,020	1,020
50m ³	5,400	6,850	1,450	6,800	1,400	7,030	1,630	7,040	1,640
100m ³	12,400	15,500	3,100	15,700	3,300	15,330	2,930	15,090	2,690
300m ³	44,400	56,900	12,500	59,300	14,900	53,030	8,630	50,590	6,190
500m ³	76,400	100,300	23,900	104,900	28,500	92,230	15,830	87,190	10,790

前回の審議会で決を採らせていただいた基本使用料 1,300 円を基に、改定率を細分化しています。

案3-1については、使用料単価の改定率を揃えており、改定率による公平性を重視した体系となっております。

案3-2については、使用水量の少ない階層の改定率を抑え、使用水量の少ない使用者へ配慮された使用料体系となっております。結果、使用水量の多い階層の改定率を上げる必要があります。使用水量間の改定額の差は広がっていきます。

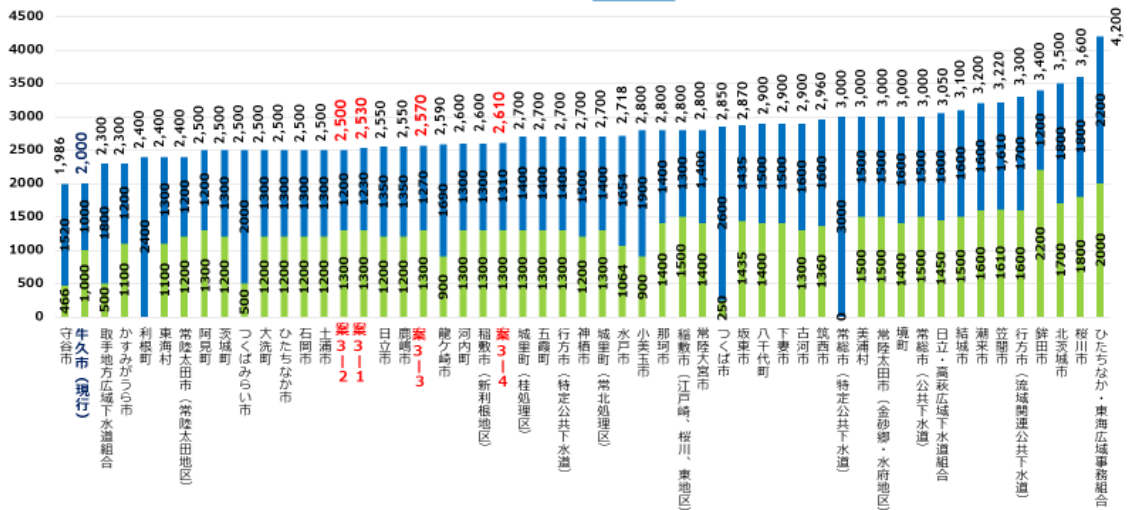
案3-3については、使用水量の多い階層の改定率を抑え、少ない階層の改定率を上げ、使用水量間の改定額の差を小さくし、改定額による公平性を重視した使用料体系となっております。

案3-4については、更に使用水量による改定額の差を小さくし、改定額による公平性をより重視した体系となっております。

2 使用料体系について

令和4年度第5回審議会より

2-2 各案と近隣市町村との比較 ■ : 基本料金 ■ : 従量料金 茨城県平均値 : 2,786円



参考に、茨城県内の全市町村で1か月に、20 m³の汚水を流した際に生じる下水道使用料を比較したものに、改定案を当てはめております。現行より500円以上増加しますが、県内の平均値と比べると、全ての案で下回ります。

案について決を採る前にあった審議委員からの意見としては、

- ・一般家庭に過度な負担のかからない改定となればと考える。
- ・公平性を大切にしていきたい。大口需要者に負担していただければありがたいが、病院や福祉施設等が多い状況を考えると、過度に負担して欲しいとは言えない。
- ・公平に負担を行い、大口需要者にも負担していただき、市民に優しい改定であって欲しい。
- ・自治会館の水道代を見てみると、今年度で10%アップしている。下水道使用料が約25年上げていないことから値上げも仕方がないと考えている。審議会メンバーになった時から、一般家庭の使用量20 m³前後で考え、2,000円から3割、2,600円までであればと考えていた。
- ・大口需要者に多く求めるということは、今後牛久市で企業誘致を行う際に障害になり、牛久市全体のこれからの街づくりを考える上で決していいことではないと考える。いかに全体で公平に負担するかが必要である。
- ・公平性や街づくりの観点というのは必要であると考えている。公平性というのはなかなか難しいところであり、金額がどのくらい上がるのかと、改定率がどのくらい上がるのかでは、受ける印象が変わってくるため考慮が必要。
- ・一般家庭及び大口需要者、双方ともある程度負担が増えるのは仕方がないため、均等に、バランスをとって今後将来に向けての使用料を決定していただきたい。
- ・公平に負担をしていただくなかで、率で一律となると、大口需要者で改定額が大きくなっていく。牛久市の大口需要者としては、病院や福祉施設等が多い中で、その辺を含めて検討をしていただきたい。

といった意見等があげられた。

以上の議論をもとに審議委員による決が採られ、

案 3-1 : 1 人 案 3-2 : 0 名 案 3-3 : 12 名 案 3-4 : 1 名 (合計 14 名 : 会長除く)
という結果となり、審議会としての案は 3-3 となった。

3 今後について

令和 4 年度第 5 回審議会より

★ 周知方法

- ・牛久市ホームページへの掲載
- ・「広報うしく」(牛久市広報紙)への掲載→複数回の実施
- ・かっぱメール(牛久市メールマガジン)での配信

下水道使用料改定時の周知方法について審議委員から、

- ・大口需要者には個別に郵便で通知を送付してはどうか。事業者は広報紙やホームページをあまり見ない可能性がある。
- ・自治会に入っていないと(自治会で)広報紙は配布していない。全戸配布である 15 日の広報紙で重点的に周知して欲しい。
- ・検針時にチラシの配布を行うことはできないか。

といった意見が出された。

また、周知時に

- ・前回からの改定期間、公平性を主にして、周辺との比較を掲載することをお願いしたい。

といった意見が出された。

以上